

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

[対象期間：令和5年度(令和5年7月1日～令和6年6月30日)]

許可番号	派 14-303391	許可年月日	令和7年7月1日
事業所の名称	株式会社アクロイト 本社		
事業所の所在地	〒213-0012 神奈川県川崎市高津区坂戸 3-2-1 KSP 西棟 300-A		

1. 労働者派遣等実績

①令和7年6月1日付け派遣労働者数	29 人
②令和5年度 派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)	176 件
③令和5年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	19,487 円
④令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	16,369 円
⑤マージン率	16.0 %

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

2. キャリア形成支援制度

キャリアコンサルティング窓口		株式会社アクロイト 本社 総務 Sec. TEL044-400-1288				
訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
ビジネスマナー教育	1年目	OFF-JT	事業主	無償	有給	52時間
ソフト開発技術研修	1・2・3年目					757時間
中堅社員研修	4年目					8時間
役職者研修	4年目以降					8時間
作業時間の計画方法	全年限					3時間
コミュニケーション教育	全年限					3時間

3 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か	締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期	2026年3月31日

4 その他

4.1 労働者派遣事業の業務に関し参考になると認められる事項

・福利厚生等	社会保険、有給休暇、育児・介護休業、護休暇、定期健康診断
・各種サポート	キャリアカウンセリング、資格取得支援

4.2 マージンに含まれる費用

法定福利費	健康保険料、厚生年金、介護保険料、雇用保険料、労災保険料の事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得にかかる賃金(派遣元の負担)
運営経費等	健康診断、募集・採用費用、教育訓練費、確定拠出年金、事務管理費、営業管理スタッフ人件費、事務所費、通信費、社宅費、活動費等

以上